

長崎市農業委員会 令和5年2月総会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月27日(月) 15:05 開会
16:00 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡亜也子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(1名)
上川 満治
- 6 出席推進委員(24名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路
村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(0名)
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和5年2月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、2月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、24名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。峰委員と森山委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○峰委員・森山委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第1号議案1番と2番につきましては関連がございますので併せて御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。1番は、柳谷町の〇〇さんが所有する、戸石町の農地1筆109㎡について、叔母である戸石町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が相続で取得したものの農業者ではないため叔母へ贈与するものであり、譲受人が隣接の自己所有地と一体として耕作管理するためでございます。

続きまして2番は、かき道3丁目の〇〇さんが所有する、戸石町の農地1筆241㎡について、戸石町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業者ではないため売買するものであり、譲受人が自宅に隣接しており耕作管理を行いやすいためでございます。

申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきまして

は、今回の取得で、経営面積が3,694.98㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、尾崎推進委員より報告をお願いします。

○尾崎推進委員 1番と2番の現地調査について御報告いたします。2月2日と2月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。1番は普通畑で梅やみかんの栽培、2番は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、脇岬町の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地3筆1,709㎡について、弟である平山台2丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が贈与を受け耕作管理するものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。野母崎カントリークラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、3枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で410日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,631㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、森保推進委員より報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。1月31日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、兄から弟へ贈与を行うもので、露地野菜とみかんやビワなどの果樹の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可すること

に決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書は3ページからになります。第2号議案1番から5番までは、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として恒久的な農業用施設設置のための、仮設ヤードや資機材置場などの目的で、一時転用の申請がなされていた案件でございますが、この恒久的な農業用施設の設置工事につきましては、貯水槽上屋、配管工事、また、動力、制御ケーブルなどの設置の追加工事や、施設完成後の試験運転による不具合確認作業の追加により、契約工期が令和5年12月31日まで延長されます。これに伴いまして、仮設ヤードや敷材置場などの一時転用期間を延長するものであり、申請期間は当初の令和5年3月31日もしくは、4月30日までを令和5年12月31日に変更を行うものでございます。

それでは、1番から順に説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策工事として恒久的な農業用施設を設置するための、仮設ヤードの一時転用について変更承認申請がなされたものでございます。変更理由といたしましては、追加工事が発生し、工期延長が行われたためであり、これに伴い一時転用の期間を令和5年4月30日から令和5年12月31日に延長するものであります。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、土地利用計画図でございます。一時転用にかかる赤枠で囲んだ作業ヤード部分について変更はございません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き3ページを御覧ください。2番も1番と同様に、〇〇により仮設ヤードの一時転用期間について、令和5年4月30日から令和5年12月31日に延長する変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、土地利用計画図でございます。一時転用にかかる赤枠で囲んだ作業ヤード部分について、変更はございません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、3番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。3番も同様に、〇〇により進入路・資機材及び復旧土仮置場の一時転用期間について、令和5年3月31日から令和5年12月31日に延長する変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長について意見を求めた

ところ、問題ないとの回答を得ております。次が、土地利用計画図でございます。赤い部分が進入路、青い部分が資機材及び復旧土仮置場となっておりますが、範囲について変更はございません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、4番について御説明いたします。議案書は聞き続き4ページを御覧ください。4番も同様に、〇〇により工事用車両待避所の一時転用期間について、令和5年3月31日から令和5年12月31日に延長する変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、土地利用計画図でございます。赤枠で囲んだ部分が工事車両の待避場所になりますが、変更はございません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、5番について御説明いたします。議案書は5ページを御覧ください。5番も同様に、〇〇により資機材ヤードの一時転用期間について、令和5年3月31日から令和5年12月31日に延長する変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延長について意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、配置図でございます。赤枠で囲んだ資機材ヤードについて変更はございません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 1番から5番の現地調査について御報告いたします。2月7日に私と赤瀬農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は湧水対策として、恒久的な農業用施設設置のための仮設ヤードや資材置場などの目的で、一時転用の申請が行われていた案件ですが、今回工事期間の延長に伴い、仮設ヤード等の一時転用についても、期間を延長するものですが、現地は被害防除計画のとおり、周辺農地への適切な対応がなされており、期間延長については、特に問題ないと思われまます。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、6番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設設置のためのアクセス道路建設のための一時転用について、変更承認申請がなされたものでございます。変更理由といたしましては、追加工事が発生し、工期延長が行われたためであり、これに伴い一時転用の期間を令和5年3月31日から令和5年8月31日に延長するものであります。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用期間の延

長についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。また、農用地区域外の農地につきましては、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、施工図でございます。赤枠で囲んだアクセス道路としての一時転用部分について変更はございません。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、池田推進委員より報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。2月7日に私と後山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、新幹線工事による湯水対策として設置している受水槽へのアクセス道路として一時転用の申請が行われていたものですが、今回工事期間の延長に伴い一時転用についても期間を延長するものであり、特に問題ないと思われま
す。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は〇〇相続財産管理人である弁護士〇〇さんが管理する高浜町の農地1筆について、高浜町の〇〇さんが駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。旧野母崎高校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。赤枠で囲んだ部分が申請地ですが、土地の造成は行わず、現状のまま砂利を敷いて駐車場として使用を行います。また、道路と駐車場に挟まれた、宅地につきましては所有権の移転について所有者の同意を得ており、現在名義変更の手続き中でございます。雨水排水につきましては、自然浸透

及び自然流下により水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、山口農業委員より報告をお願いします。

○山口（邦）委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、駐車場の目的で転用を行うもので、造成は行わず、砂利を敷いて現状のまま使用します。また、雨水排水の状況、境界等については、特に問題がないことを確認しました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、佐世保市の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、竿浦町の〇〇さんが、住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。道路と面した部分を駐車場として造成し、中央部に住宅を建築する計画です。雨水排水につきましては、既存側溝に放流し、汚水生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と田平農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、住宅用地として転用する計画ですが、周辺は宅地化が進み、周知に農地はありません。また、雨水は道路側溝に放流し、汚水は下水道に放流するなど、転用については、特に問題がないことを確認しました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、川内町の〇〇さんが所有する川内町の農地2筆について、川内町の〇〇さんが通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、1月の総会で通路として追認許可申請を行った案件になりますが、今回は、その通路を拡幅する申請となっております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。青枠で囲んだ部分が、先月追認許可申請を行った部分で、赤枠で囲んだ部分が、今回拡幅申請を行う部分でございます。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。青い部分が、追認許可を行った部分、赤い部分が、今回追加の信申請を行う部分になります。現地調査につきましては、尾崎正孝推進委員より報告をお願いします。

○尾崎推進委員 現地調査について御報告いたします。1月18日に私と鳥越農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、先月追認により許可申請を行った通路について、通路の拡幅申請がなされたものですが、先月報告したとおり、転用については特に問題ないと思われます。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は北浦町の〇〇さんが所有する北浦町の農地1筆について、石神町の〇〇さんが、分家住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街化区域に隣接する市街化調整区域で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に隣接する第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置図でございます。敷地は現状のまま使用し、中央部分に平屋住宅を建築する計画となっております。雨水排水につきましては、既存水路に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、2月9日に山口農業委員にお願いし、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、三重町の〇〇さんが所有する、三重町の農地2筆1,933㎡について、三京町の〇〇さんが10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,933㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を予定しております。

ます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三重小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告します。2月15日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する北浦町の農地5筆2,536㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地5筆2,536㎡について、5年間の賃貸借により、三景台町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、29,280.65㎡となり、利用につきましては花きの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について報告いたします。2月9日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、花きの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして3番について御説明いたします。議案書は8ページを御覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆967㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆967㎡について、10年間の賃貸借により、ダイヤランド2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,105㎡となり、利用につきましては、野菜の栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、3517番の写真、次が、3518番1の写真の写真になります。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と田平農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないこと

を確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番について御説明いたします。議案書は引き続き8ページを御覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆2,986㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,986㎡について、20年間の使用貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、14,865㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、4番から7番までを、7番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして5番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地4筆4,464㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆4,464㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、17,908㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、7番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして6番と7番につきましては、借受人が同一ですので、併せて御説明いたします。議案書は引き続き9ページを御覧ください。6番は、長与町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,536㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,536㎡について、10年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。7番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,967㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,967㎡について、10年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,503㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、4番から7番までを濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 4番から7番までの現地調査について報告いたします。2月9日に私と

森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。4番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。5番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。6番と7番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が3件、合計筆数が4筆、合計面積が2,706㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、諫早市多良見町の〇〇さんが所有する琴海大平町の農地2筆で、面積は2,087㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、今村推進委員から報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査について御報告いたします。2月15日に私と山脇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして2番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、畝刈町の農地1筆で、面積は553㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。畝刈小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、3番の議案説明後、併せて御報告します。

続きまして3番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地1筆で、面積は66㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 2番と3番の現地調査について御報告いたします。2月15に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから3ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内の転用の届出は、1件提出されました。続きまして、資料の5ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計11件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、2月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「令和5年度 運営委員会・総会の開催日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項1について御説明いたします。資料の1ページに令和5年度の運営委員会の予定表を、2ページに総会の予定表をそれぞれ掲載しております。開催日につきましては、総会での議案になる農地法にかかる許認可申請などの受付期間及び、申請受付後の現地調査の期間、並びに申請書の県への進達日を考慮して予定を組んでおります。なお、開始時間につきましては、基本的には14時から、会場につきましては、運営委員会は長崎市役所14階の会議室、総会は市役所7階の大会議室を使用する予定としております。なお、日程及び会場につきましては、その時の状況により変更となる場合がありますことを申し添えます。あくまでも予定としてスケジュールの確保をお願いします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か皆様から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2について御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。今月の20日までに申し込みがあった分が、令和4年度の実績となります。令和4年度の目標部数は141部となっております。先月の報告以降、増減はありませんでしたので、現購読部数は117部で、目標部数に24部足りない結果になりましたが、委員の皆さまにおかれましては、1年間推進活動を行っていただき、誠に有難うございました。今後とも継続した活動をお願いいたします。

次に、その他の事項3についてですが、資料の4ページ及び5ページに令和4年度の下半期の活動記録集計表を掲載しております。表の右側の合計及び平均の部分については、昨年4月からの積み上げとなっております。令和4年度の実績を4月に国に報告する必要がありますので、10月以降の日数等を御確認いただき、提出漏れや御自身の把握している日数と相違している場合は、事務局まで御連絡ください。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告

などございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和5年3月、4月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、行事の予定をお知らせします。資料の6ページを御覧ください。

初めに3月の行事予定ですが、9日木曜日、第18回女性の農業委員会活動推進シンポジウムが、東京都で開催されますが、今回は当委員会からの出席はございません。10日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が開催されます。22日水曜日に農業委員会運営委員会、29日水曜日、農業委員会総会を開催する予定としております。

次に、4月の行事予定です。10日月曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日金曜日が運営委員会、28日金曜日、総会及び親睦会を開催する予定としております。以上で3月、4月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで2月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。